

私立仁愛女子高等学校いじめ防止基本方針

1. 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2. 基本理念

- (1) 本校は、生徒が建学の精神である「仁愛兼濟」を実践し、楽しく安心して高校生活を送り、お互いの人格と権利を尊重する成熟した社会人へと成長できる環境作りの一環として、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、日々の宗教教育を通して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを生徒に理解させると共に、いじめは人間として絶対に許されるべき行為ではないとの強い認識を持たせることに努める。

3. 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取り組み

(1) 人権教育の推進

建学の精神に基づく日々の宗教教育をはじめ、各教科の授業、生徒会活動、ボランティア活動、総合的な学習の時間、ホームルーム活動、人権講演会、学校行事等に人権教育の視点を位置づけ、いのちの大切さを理解すると共に、他者を認めやさしい配慮ができる生徒の育成をする。

(2) 体験活動の推進

様々な学校行事と本校が従来推進してきたボランティア活動などを通して、生徒同士がお互いをよく知ると共に、相互扶助の心を育成する。

(3) 特別活動の充実

集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を構築する力を育むことを目的として、ホームルーム活動、生徒会活動、部活動、キャリア教育、インターンシップ、その他の学校行事を再構築し、事前事後の指導の充実を図る。

4. いじめの未然防止のための取り組み

(1) 授業改善

研究授業、教員研修、授業評価アンケート等を通して、生徒にとって楽しくてわかる授業の実践に努め、生徒の学ぶ意欲と自己有用感を高める。

(2) 教育相談体制の充実

朝終礼、ホームルーム活動、授業等において、担任および教科担当が生徒の小さな変化にも気づくことができるよう常に細心の注意を払う努力をする。また、定期的にクラス担任は個別面談を行い、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、養護教諭や教育相談担当教員との連携協力を図り、適切な助言やクラス全体への働きかけができるよう努める。

(3) いじめの起きない学校風土づくり

いじめは人間として絶対に許されないことを日々の宗教教育を通して訴え続け、生徒が安心して学校生活を送れる環境作りに努める。

(4) 生徒への啓発

いじめに関する注意喚起を機会あるごとに行うと同時に、生徒会を中心として生徒自らがいじめは絶対に許されない行為であるという意識を高める活動を推進してゆく。また、生徒だけではなく保護者にも SNS 等インターネット上でのいじめに関する現状と対策について外部講師による講演会を実施していじめ防止への理解と協力を求める。

(5) 次の生徒も含め、特別な配慮が必要な生徒に対する特性を踏まえた適切な支援を行う。

①発達障害等の障害がある生徒

②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒

③性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒

④東日本大震災で被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

5. いじめの早期発見のための取組み

(1) 積極的ないじめの認知

朝終礼、ホームルーム活動、授業等で生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察すると共に、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、教育相談担当教員や養護教諭と連携しながら積極的にいじめを認知するよう努める。

けんかやふざけ合いであっても、いじめから除外せず、被害生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) 自己チェックシステムの活用

生徒が定期的に自分の生活を振り返るための自己チェックを行い、それをクラス担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

(3) アンケートの実施

定期的にいじめ等の実態調査を行い、問題の早期発見に努める。

(4) 保護者との連携

日頃から担任と保護者との連絡を密に行い、保護者がどんな些細なことでも担任に相談できる環境作りに努める。また、量販店や駅などの関係機関との連携を進め、地域での生徒の様子をはあくする。さらに、担任以外にも教育相談担当教員や養護教諭と相談できる旨を周知し、問題の早期解決を図る。

(5) 外部機関との連携

福井警察署や福井市青少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換する中で、学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

6. いじめの早期解決に向けた取組み

(1) 組織的対応

特定の教職員で抱え込まず、科・コース長をはじめ必要ならば保健部長・特別支援教育コーディネーターや養護教諭とも速やかに情報を共有しながら問題解決を図る。「いじめ対応サポート班」を立ち上げた場合は、班員で協議を重ね問題解決に向けて計画の立案と適切な対応により、被害生徒を守り通す。一方、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。

(2) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

被害生徒に対して、継続的なカウンセリングを行うなどメンタル面のサポートを十分に行い、一日も早く安心して学校生活を送れるように努める。

加害生徒に対して、いじめに至った背景等をカウンセリング等により聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

(3) 保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と指導についての協力を得る。

(4) 外部機関との連携

必要に応じて、福井警察署や福井市青少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。犯罪行為として取り扱われるべき事案については、学校法人および福井警察署等と連携して対処する。また、必要に応じて福井県特別支援教育センターや福井県総合福祉相談所と連携を取りながら、いじめの被害者や加害者への適切な対応について教示を得る。

(5) いじめの解消について

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して解消時期を判断する。

①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3 か月を目安）を経過していること。

②被害生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること。

7. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめを未然に防ぐための指導方法や対策を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

(構成員) 校長、校長代理、副校長、教頭、教務部長、生徒指導部長、保健部長・特別支援教育コーディネーター、養護教諭、グローバル・サイエンスコース長、英語留学コース長、特別進学コース長、進学コース長、商業コース長

(活動) ・いじめ問題対応の年間計画の作成

- ・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きた時、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

(構成員) 生徒指導部長、保健部長・特別支援教育コーディネーター、グローバル・サイエンスコース長、英語留学コース長、特別進学コース長、進学コース長、商業コース長、養護教諭、当該学級担任、当該教科担任、当該部活動顧問等

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・当該いじめ事案の対応経過確認および対応方針の修正

8. 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を学校法人および知事に速やかに報告する。
- (2) 学校いじめ調査委員会が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

9. 学校評価における留意事項等

(1) いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取組みを評価する。

- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育成する取組みやいじめの未然防止のための取組みに関すること。
- ・いじめの早期発見や早期解決に向けた取組みに関すること。

(2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。

平成 26 年 3 月 28 日 策定

平成 31 年 3 月 20 日 一部改訂